

茅ヶ崎市記者発表資料
2024年1月29日
企画政策部秘書課 課長 吉川 美香
電話0467(82)1111 内線1549
企画政策部総合政策課 課長 岩井 晶佳
電話0467(82)1111 内線2519



企業版ふるさと納税で姉妹都市交流事業に寄附 東邦チタニウム株式会社へ感謝状を贈呈

市の姉妹都市交流事業に対し、東邦チタニウム株式会社から今年度も企業版ふるさと納税で1,000万円の寄附をいただきました。同社からの御厚意に対し、市から感謝状を贈呈します。

寄附は来年度の協定締結10周年を迎えるホノルル市・郡との姉妹都市交流に活用してまいります。

なお、昨年度にも同社から企業版ふるさと納税で同額の寄附をいただいております。公益のために多額の寄附をしたことが評価され、2023年7月1日付で紺綬表彰を受章されました。

1 寄附の経緯

同社は、本事業に対し、ホノルル市の関係者が本市を訪問した際に、市内の工場を代表して同社茅ヶ崎工場での視察受け入れにご協力をいただくなど、これまで様々な形で姉妹都市交流に多大なるご支援、ご協力をいただいております。

この度、国際性を養うことを主なねらいとした青少年育成事業や、ホノルル市・郡との共通の文化や風土を活かした地域活性化への支援など、姉妹都市協定10周年を迎える交流事業の主旨にご賛同いただき、寄附いただくこととなりました。

2 感謝状贈呈

- (1) 日時 1月29日(月) 市長定例記者会見内
- (2) 会場 市役所本庁舎4階会議室1
- (3) 出席者 東邦チタニウム株式会社 代表取締役社長 山尾 康二 様

※ 紺綬褒章とは

褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章の6つが定められています。

このうち紺綬褒章は公益のために私財を寄附した個人又は団体を顕彰する制度であり、寄附金額の基準は、団体においては「1,000万円以上の現金又は、評価額が1,000万円以上の物件」に対し授与されます。